

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和 7 年 1 月 2 1 日（令和 7 年（行個）諮問第 9 号）

答申日：令和 7 年 7 月 1 8 日（令和 7 年度（行個）答申第 5 3 号）

事件名：特定刑事施設において特定日に行われた本人に係る特定の刑の執行等
に係る文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 5 章第 4 節の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法 7 6 条 1 項の規定に基づく開示請求に対し、令和 5 年 8 月 2 2 日付け東管発第 4 9 5 9 号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しと本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

保有個人情報の開示を求めます。

（2）意見書

別紙 2 記載のとおり。

第 3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和 5 年 8 月 1 日受付保有個人情報開示請求書により本件対象保有個人情報の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象保有個人情報は刑の執行等に係る保有個人情報であることから、法 1 2 4 条 1 項の規定により、開示請求等の規定が適用除外とされているとして、その全てを不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分を取消し本件対象保有個人情報の開示を求めていると解されることから、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の法 1 2 4 条 1 項該当性について

（1）開示請求等の諸規定の適用の除外について

法 1 2 4 条 1 項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報（当該裁判又は刑の執行等を受けた者に係るものに限る。）については、法第 5 章第 4 節が定める開示等の諸規定を適用しない旨を定めている。これは、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、未決拘禁者、受刑者等の立場で刑事施設等に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから、開示請求等の諸規定の適用を除外することを趣旨としているものである。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定の個人が法令に基づき刑事施設に収容されている、または収容されていたことを前提として作成又は取得されるものであって、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるため、法 1 2 4 条 1 項の規定に基づき、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものとして、開示請求等の諸規定の適用は除外される。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件対象保有個人情報は、法 1 2 4 条 1 項の規定に該当することから、開示請求等の規定を適用除外とし、その全てを不開示とした原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 令和 7 年 1 月 2 1 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ④ 同年 2 月 1 7 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年 7 月 1 1 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は法 1 2 4 条 1 項の「刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象保有個人情報の開示を求めるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第 5 章第 4 節の規定の適用の可否について検討する。

2 法第 5 章第 4 節の規定の適用の可否について

(1) 適用除外の趣旨

法124条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等（以下「刑の執行等」という。）に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科や逮捕歴等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設等に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

本件対象保有個人情報は、上記第3の2（2）において諮問庁が説明するとおり、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成又は取得されるものであり、これを開示請求の対象とした場合には、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法124条1項により法第5章第4節の規定の適用除外とされる刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法124条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 1 本件対象文書（一部を除き原文ママ）

特定年月日 A、私を反則行為の疑いのため、昼夜居室処遇としたその執行に係わる全ての文書。上記、私を調査に付した際の告知内容を含む。また、告知の際、録音をしていたかの有無。特定年月日 B 付で執行された懲罰に係る文書の全ての情報の開示をお願いします。

文書の作成、取得時期

- ・現在適用のもの

文書を保有している行政機関

- ・特定刑事施設・東京矯正管区

特定年月日 A 付、特定年月日 B 付の情報開示請求、供に同じ。

特定年月日 C 付、被害届提出願（刑事施設長宛）に対する特定刑事施設の回答告知（特定月日）に係る全ての文書の情報の開示。

文書の作成、取得時期

特定年月 A 頃から特定年月日 D 頃までの期間。

文書を保有している行政機関

- ・特定刑事施設・東京矯正管区

特定年月日 E 発送の法務大臣に対する苦情の申出 3 件と、特定年月日 F 発送の法務大臣に対する苦情の申出 3 件で「採択」の決定に係わる全ての文書の開示。（採択の告知内容、法務大臣の対応として、刑事施設の長に対し、どのような対応をするように命じたかが記録された文書。）（特定年月日 G に採択の告知があった。）

文書の作成取得時期

現在適用のもの。

文書を保有している行政機関

- ・特定刑事施設・東京矯正管区

別紙2 意見書(一部を除き原文ママ)

特定年月日A、Bの請求で私が施設内で犯罪(暴行)の被害にあった事実を明確にし、特定年月日Cの告知で「そのような事実はない」「勘ちがいだ」と強引に犯罪事実のいんぺいを図った職員の虚偽行為と虚偽の理由で被害届(告訴)を受けつけなかった措置(処分)に施設職員による私の権利・利益の侵害と、違法行為があったことについて今だに糾されておらず、救済も行われていません。

施設内では職員による虚偽行為(書面含む)、法律、規則に違反した措置・処遇(処分)が日常で人権侵害行為が続いています。(暴行、凍死、不適正処遇の一部はネットで検索もできます。)

世間に知られていない陵虐行為は、数多あり、私も被害者の一人であって、その被害は拡大する一方で治まる気配はありません。

このような人権侵害行為、違反行為を糾し、人の尊厳を守り、人権を尊重し、法律に従った適正な施設の運営への改善を実現させることを目的として情報公開請求を行っています。

特定年月日E、F、Gでは「採択」の通知によって「犯罪の事実(暴行)」と「被害届(告訴)」を受け付けなかった事実は明白となりましたが、「職員の虚偽行為」と「事実のいんぺいによる告訴権の侵害行為」については糾されていません。

私の権利が救済されて、職員の虚偽行為、いんぺい工作行為等の全てが糾され、再発防止策が講じられてこそ、将来生ずべき同様の権利・利益の侵害の予防と排除になり、行政活動の適法性が回復したといえるものになるのだからです。

その目的のために私はこれらの情報の開示を求めているのです。

概要

暴行事案 特定年月日H

私個人による被害の届出

全て特定警察署宛

特定年月日I 発送、特定年月日J 返信あり(日付は私の元へ届いた日)

特定年月B

特定年月日K 発送、特定年月日L 返信あり(資料2枚あり)

返信内容は被害の届出方法の指示であり、この指示は刑事収容施設法290条に規定されているもので法適合性のある正当なものです。

私はこの指示を職員に疎明し職員の指導に従い、特定年月日C付被害届提出願を出し、告訴の意思表示を行った。

特定年月日M、この届出に対して職員は「そのような事実はない」「勘ちが

いだ」と事実のいんぺいを図る虚偽告知（不実告知）をした。

この措置（処分）で私は人としての尊厳を傷つけられた上、権利の侵害を受けたため、不服申立てを行う。

特定年月日N監査官に対する苦情の申し出（口頭）

特定年月日O上記の告知「苦情に対する事実がない」

暴行の件は、調書の存在のほか、他にも聴取されたものがあり、証拠が残っているのですがこの告知です。

施設はいんぺいがたやすく、不服申立制度（救済制度）の保障に対しての侵害行為も行います。

特定年月日P監査官に対する苦情の申出（口頭）

特定年月日Q上記の告知、「不採択」、理由の説明はなし

事実のいんぺいと権利の侵害行為が続いていることから、法務大臣に対する苦情の申出を行う。

特定年月日EとF

特定年月日Gの採択の告知内容が明白となれば、再発防止策が講じられることになるはずです。

それが採択の効果であり、法律の趣旨・目的と適合するものだからです。

侵害された権利・利益

警察の指示、職員の指導に従い、法律の規定に適合した被害届（告訴）を行った。職員はそれを受け付けない措置（処分）をした。（事実を偽る措置）

職員の行為により侵害された権利・利益

憲法13条・31条で保障されている適正な手続き保障の侵害

刑法230条 告訴権の侵害

刑事収容施設法（以下、別紙2において「刑収法」という。）第13節不服申立て救済制度の保障の侵害

監査官苦情 法律効果が得られない

法適用・法内容の平等の侵害（事実を偽っているため）

大臣苦情 再発防止策の実施がない

必要な措置が執られていない（刑収法166条3項）

制度保障の侵害

救済されるべき利益の侵害

職員の違法・不正な行為

不実告知

職員による虚偽告知は悪質な不正行為で法律に適合するところはない。

虚偽事実を認めず、再発防止策も執らず放置している現状は、法律による行政の原理を歪めていて違法性がある。

いんぺい工作、告訴権侵害行為

刑事訴訟法 1 条目的違反、239 条 2 項違反（告発義務）

刑法 193～196 条職権濫用罪の該当性あり

職員は職権を濫用し個人の重要な権利を侵害、危殆化する措置を執っている（事実の上の根拠に基づかない措置あり）。告訴権行使を妨害している。

刑収法 290 条の職務を執らない措置。職務違反。

同法 73 条比例原則違反。法律の規定する範囲を超える制限を科している。

同法 1 条

- ・適切な管理運営を図る
 - ・被収容者の人権の尊重（憲法 13 条）
 - ・適切な処遇を行うこと
- 等の法の目的に反している

不服申立て（救済制度）

特定年月日 N 監査苦情の告知「苦情に対する事実がない」は、事実の認定に過誤がある。

何故このような判断が下されたのか明確にしなければいけない。

救済制度の保障を確保するためにも、開示請求は必要となる。

又、救済制度は被収容者の救済を図るとともに刑事施設又はその上級庁としても、不服申立てを契機に自己統制・事後監督により適正な施設運営を確保する制度でもある。

違法・不正行為があるときは、職権取消しによって適法性を維持、すなわち、法治国家原則の維持を確保する目的もある制度といえます。

この救済制度の趣旨・目的に従った救済を行ってもらい、私の権利・利益の救済と法治国家原則の維持を確保する目的もあつての開示請求と理解下さい。

法への意見

法 124 条 1 項では情報を開示した場合、社会復帰上、更生保護上、その者の不利益となるおそれがあると、具体的でなく、漠然とした不確定なことを持ち出されていますが、施設内の諸事情はおそれではなく、現在の危機であり、情報が公開されない限りいつまでも人権侵害行為や違法行為が続けられ、さらに法適合性のない違法行為が続くことは法治国家原則も歪められたままとなり、回復することもあります。

この規定を隠れみのにし、刑事施設内で行われている人権侵害行為や違法な行為（処分）が続けられる方が深刻な問題であり情報公開されないことがかえって社会復帰上、更生保護上、その者の不利益となってしまいます。

また、情報が開示されることによって、施設の行政活動や職員の職務遂行の姿勢までもが国民の監視の対象となれば、施設内の人権侵害行為や違法行為が

減少し、法治国家原則も維持されるでしょう。

行刑密行主義を維持することは矯正行政を独善に陥らせるだけで害悪発生の原因にしかありません。

刑事施設が法の定めに従った適正な運営を行っていれば法 124 条 1 項は理に適っていて非の打ちようありませんが、施設が人権侵害行為や違法行為をくり返している状態では私の利益を保護していることにはならず、施設の悪事の隠れみのという制度になり、保護すべき目的が変わってしまいます。

日本国憲法は基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」（11 条）として保障し、「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利」（12 条）を「立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」（13 条）と規定していますが、刑事施設は私に保障されているこの権利・利益を侵害しています。

これが刑事施設の維持管理を「正常な状態」として保持する手段として必要最小限といえるものであるかを比較して頂きたく、利益衡量に基づく判断をお願い致します。